



18 経 第 1 3 6 6 号
平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長

緊急公共工物品質確保対策について

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、主に大規模工事の施工段階における監督・点検等の強化を中心とした「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について」（平成18年8月1日付け18経第724号大臣官房経理課長通知）を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準で推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっていることから、下記のとおり、関係省庁が一体となって入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

なお、その手続等については、別途通知することとしている。

おって、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

記

1 総合評価落札方式の拡充（施工体制の確認を行う方式の試行実施）

原則として、予定価格2億円以上の工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確認状況に応じ、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価落札方式を試行的に導入することとする。なお、予定価格2億円未満の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価落札方式の試行に当たっては、技術提案等に対して与える加算点の配点を高めることにより、企業の技術力等、価格以外の要素が十分に評価されるようにするものとする。

2 品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）



予定価格2億円以上の工事において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条の調査対象者のうち各費目の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、予定価格2億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引の実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書の規定により契約の相手方を決定するものとする。

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記1（2）（ロ）①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間を最大で15年まで延伸されるよう措置するものとする。

4 「入札ボンド」の導入検討

入札ボンドの導入については、「入札ボンド制度の導入について」（平成18年9月20日付け18経第924号大臣官房経理課長通知）をもって通知したところであるが、国土交通省等における試行状況を踏まえ、段階的に導入を検討するものとする。

5 公正取引委員会との連携強化

低価格による入札情報等を公正取引委員会に報告することを制度化するなど、公正取引委員会との連携を強化するものとする。

6 予定価格の的確な見直し

最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させるための措置を講じるものとする。